



Title	TRIPs協定の形成過程における日米欧民間三極会議
Author(s)	西村, もも子
Citation	知的財産法政策学研究, 37, 57-89
Issue Date	2012-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49029
Type	departmental bulletin paper
File Information	IPLPJ37_003.pdf



TRIPs 協定の形成過程における 日米欧民間三極会議

西村 もも子

はじめに

医薬品アクセス、遺伝資源、伝統的知識。近年、国際的な知的財産権問題として議論されている論点の多くが、先進国企業と途上国政府との間で争われている。医薬品やバイオ・テクノロジーの分野において、新しい製品を開発し製造する能力を有するのは先進国の企業であり、これらの企業にとって、不当な模倣を阻止し開発への意欲を保つためには、適切な医薬品の特許が世界各国で保護されていることが重要となる。これに対して、途上国諸国では、1990年代以降エイズ感染が拡大し、先進国で開発された新薬が大量に必要となった。しかし、これらの新薬の価格は途上国における患者の購買力をはるかに上回っており、特許で保護されている限りはジェネリック薬が出回ることはない。このため、医薬物質の特許保護は、米国の多国籍企業の利益を優先するものであり、途上国諸国の貧しい人々が医薬品にアクセスする権利を奪っているという批判が強まった¹。同様に、

¹ 医薬品アクセスをめぐる途上国諸国やNGOの活動について、山根裕子『知的財産権のグローバル化—医薬品アクセスとTRIPs協定』(岩波書店、2008年)参照。また、古城佳子「グローバル化における地球公共財の衝突—公と私の調整」大芝亮=古城佳子=石田淳編著『日本の国際政治学2—国境なき国際政治』(有斐閣、2009年)17-34頁は、医薬品に関する知的財産権の保護が、感染症の対策と知識の創出という2つの地球公共財の衝突を生んでおり、近年のWTOなどにおけるこれらの2つの公共財の調整は、先進国企業の私的利益に基づく選好に合致していると指摘してい

途上国に存在する動物や植物などの生物的資源（遺伝資源）、あるいは薬草に関する知識や農業知識など（伝統的知識）についても、これらをもとに特許を取得する先進国企業と資源提供国としての権利の保護を求める途上国との間で、対立が先鋭化している。

このような途上国諸国やNGOによる批判の矛先にあるのが、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）のウルグアイ・ラウンドを経て1994年4月に成立した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）（以下、TRIPs 協定と呼ぶ）²⁾」である。近年、医薬品やバイオ・テクノロジーに関する規定に議論が集中した結果、TRIPs協定は、米国の研究開発型の製薬企業とそのロビー活動を受けた米国政府が、途上国諸国の反対を押さえつける形で制定した条約であるという見方が一般的となっている。しかし、当然のことながら、TRIPs 協定の規定は医薬品やバイオ・テクノロジーに関する分野だけに限られない。特許等の工業所有権についてはパリ条約より高い保護水準を、著作権についてはベルヌ条約より高い保護水準を規定しており、その中には、むしろ米国に不利となる規定も盛り込まれている³⁾。さらには、コンピュータ・プログラム、半導体集積回路の回路配置、開示されていない情報（トレード・シークレット）など、既存の条約にない新たな分野の規定も盛り込まれており、これらの規定は今日の先端技術に関する各国の知的財産権法の基本となっている。これらの規定はどのような政治過程を経て形成されたのだろうか。

TRIPs 協定の形成に向けた政府間交渉は、ウルグアイ・ラウンドにおいて、1987年1月に始まったが、知的財産権の保護強化を目指す先進国と知的財産権をGATTの議題とすること自体に反対する途上国諸国との間の入り口論争に終始した。保護基準に関する実質的な議論が始まったのは、1989年4月の中間レビュー以降である。またその後の交渉では、途上国諸国を含む多くの国が議論に参加するようになったものの、公式の会合では、

る。

²⁾ WTO設立協定の付属書1Cとして、1995年1月1日に発効。

³⁾ 例えば、米国では特許付与の時点を国内発明は発明完成時、外国発明は出願時とされていたが、TRIPs協定第27条1項は発明地による差別を禁じている。

それぞれの政府が個別に保護基準に関する提案を発表するという作業が繰り返されることとなった。実際に国家間で協定の内容に関する具体的な議論が行われたのは、交渉終盤のわずかな期間だけである。そしてこの時期には、既に先進国諸国の間では、規定内容に関する合意がほぼ成立しており、その先進国の案に途上国の案が飲み込まれる形で、1991年12月のダンケル・テキスト（ウルグアイ・ラウンド最終協定案）が提示されるに至った。したがって、この先進国間の合意はどのようにして成立したのかという点が重要となる。

多くの先行研究が指摘しているように、TRIPs協定の形成に向けて、米国の企業は精力的に活動した⁴⁾。1970年代末頃より、米国政府が積極的なプロ・パテント政策を推進する中で、これらの企業は、国内のみならず海外諸国においても知的財産権が保護されるよう求め、これを受けた米国政府は、途上国諸国に対して知的財産権法の改善を求める二国間交渉を積極的に進めていた。さらに、米国政府は、ウルグアイ・ラウンドを通して知的財産権に関する新たな国際条約の形成を目指し、日欧政府を説得することに成功した。ここで注目されるのは、ウルグアイ・ラウンドにおいて知的財産権問題を交渉議題とすることが政府間で既に決定されていた1986年後半、米国知的財産委員会（Intellectual Property Committee, IPC）、欧州産業連盟（Union of Industrial and Employers' Confederations of Europe, UNICE）、日本経済団体連合会（以下、経団連と記す）という三極の企業団体が協力し、GATTで採択されるべき知的財産権条約の内容を具体的な条文集の形で作成し、1988年6月に、その条約モデル案を諸国政府に公表している点である。

ここで、TRIPs政府間交渉の開始直後の1987年10・11月に提出された日米欧の政府案を見てみると、米国政府の間で意見がばらついていたことがわかる⁵⁾。全ての範囲の知的財産権の保護強化を求める米国政府に対して、

⁴⁾ Michael P. Ryan, *Knowledge Diplomacy: Global Competition and the Politics of Intellectual Property*, Washington DC: Brookings Institution Press, 1998; Susan K. Sell, *Private Power, Public Law: The Globalization of Intellectual Property Rights*, Cambridge: Cambridge UP, 2003.

⁵⁾ GATT Document, MTN.GNG/NG11/W/14, 20, 10, 1987; MTN.GNG/NG11/W/16, 20,

日欧政府は、権利行使については具体的な規定を示したものの、実体規範に関する具体的な提案はほとんどしなかった。当時、米国政府は、自国と同様に他国にも知的財産権の保護を強化させることで、自国企業の競争力を向上させることを目指していたが、日欧政府は知的財産権を通商問題として議論する段階にはまだなく、むしろ、新たな国際基準は米国の保護主義を増長させると警戒していた。すなわち、当時、日米欧の政府間では、GATTで形成すべき新たな知的財産権制度について、合意点は全く見出されていなかったのである⁶。それにもかかわらず、1988年7月から9月に提出された各政府の協定案では、EC委員会と日本政府は具体的な協定案を提出する姿勢に転じ、その後の交渉で米国政府も、日欧政府の意見に歩み寄ることとなった⁷。

この経緯から、1988年6月に公表された上記の条約モデル案は、日米欧の政府の合意成立のきっかけを与えたと推測することができる。実際に、この条約モデル案の作成にあたった日米欧の企業の行動を見てみると、これらの企業には、新しい知的財産権の条約の形成を通して自国の知的財産権制度を変えようという意図が強かったことがわかる⁸。途上国諸国の知的財産権制度の改正のみを重視し、自国の知的財産権制度の改正の可能性を考慮しない自国政府の姿勢に反対したこれらの企業は、他国企業と協力することを通して、より保護水準の高い知的財産権条約の形成を目指したのである。では、このような日米欧企業の国境を越えた協力は、TRIPs協定の規律内容にどのような影響を与えたのだろうか。この影響を分析するためには、各極の企業の間でどのような点が争われ、どのようにして合意に至ったのか、その過程を見る必要がある。

11, 1987; MTN.GNG/NG11/W/17, 23, 11, 1987.

⁶ News of Uruguay Round No. 2-16等。

⁷ MTN.GNG/NG11/W/26, 7, 7, 1988; MTN.GNG/NG11/W/17/Add.1, 23, 9, 1988; MTN.GNG/NG11/W/14/Rev.1, 17, 10, 1988; MTN.GNG/NG11/W/31, 30, 5, 1989., etc.

⁸ 日米欧企業がなぜ、他国企業との協力を通して国際知的財産権制度のモデル案を作成しようとしたのかという点の分析については、西村もも子「国際制度の形成における企業間協力—GATT TRIPs交渉と日米欧企業」国際政治161号(2010年)を参照されたい。

本稿は、以上のようなTRIPs協定の形成過程に見られる日米欧の企業間協力の過程を分析する。私的主体である企業が国境を越えた協力を展開し、公的な国際条約のモデル案を形成するという過程は、国際政治学上も非常に興味深い事例である⁹。この企業間協力については、多くの先行研究において、その重要性が指摘されているものの、いずれの研究も、この民間協力を米国企業による米国政府へのロビー活動の一環として位置づけている。このため、その分析は米国企業と米国政府を対象とするにとどまり、日欧を含めた企業間協力の過程を追っている研究はほとんど見当たらない¹⁰。これに対して、本稿は、当時の日欧企業の関係者等に対するインタビューや一次資料を通して、日欧を含めた各極の企業間協力の過程を分析する。

1. 民間三極会議の結成

1986年3月、米国において、ファイザーとIBMの代表者を中心に、ウルグアイ・ラウンドにおける知的財産権交渉に合わせたアドホックな企業団体として、米国知的財産委員会(IPC)が設立された。医薬品、化学薬品、コンピュータ、娯楽、機械産業の大手米国企業11社(後に13社)から組織されていた¹¹。このIPCの設立目的は、GATTの知的財産権交渉に向けて、先進国の産業界で合意のとれた具体的な保護基準をあらかじめ準備しておくことにあった¹²。彼らが最も懸念していたのは、米国政府がGATTで知的財産権制度を形成することには積極的になっていたものの、実際にどの

⁹ このような企業間協力の国際政治学上の位置づけについて、西村・前掲論文参照。

¹⁰ 例外として、遠矢浩規『TRIPs』の共有知識化(完全版) 知的財産法政策学研究 35号(2011年)。

¹¹ 参加13企業は、医薬品関係が、 Bristol-Myers、デュポン、ジョンソン・アンド・ジョンソン、メルク、ファイザー、コンピュータ関係が、ヒューレット・パッカード、IBM、ロックウェル・インターナショナル、化学関係が、FMC、モンサント、その他、ゼネラル・エレクトリック、ゼネラル・モーターズ、ワーナー・コミュニケーションズ。

¹² Edmund T. Pratt, "Intellectual Property Role in US Trade Policy," *les Nouvelles*, December 1988, p. 160.

ような国際条約を作るのか、その具体的な内容を全く準備していないことだった。IPCの参加企業にとって最大の問題は、途上国諸国における知的財産権の侵害の拡大であったが、その是正のためには、ベルヌ条約やパリ条約の水準を超えた国際条約を制定する必要がある。具体的には、物質特許の導入、半導体IC回路配置の法的保護、コンピュータ・プログラムの保護、海賊版や模倣品の水際規制の強化である。しかし、来るGATT交渉において途上国諸国が反発することは、当初から予想されており、その中で、具体的な条約案がないままに交渉が停滞に陥れば、上記のような新しい分野を含む国際条約の成立は見込めないと危惧したのである。

産業界で共通する協定案の作成を最優先させるという方針は、IPCの構造にも反映されていた。ウルグアイ・ラウンド開始までわずか6ヶ月という状況の中で、IPCはコンセンサスを早期に確立しやすい構造になっていた。医薬品、化学薬品、コンピュータ、電機、娯楽などの幅広い産業の大手企業を参加させる一方で、その企業数は13社と絞り、また、各参加企業がIPCに派遣できる委員数は限定され、その参加者は決定権をもつことが条件とされていた。さらに、経済・法律上の専門家が最初から参加するなど、具体的な保護基準の作成に向けた準備が整えられていた¹³。このように、IPCは、早期に具体的な協定案を作成できるように構成されていた。

1986年6月、IPC代表団は、英国のCBI、ドイツBDI、フランスのPatronatといった欧州主要国の代表的な産業団体を訪れた上で、欧州全体の産業界を代表する機関として、欧州産業連盟(UNICE)を訪問した。UNICEは、現在のBUSINESSEUROPEの前身であり、欧州の工業分野の経営者で構成される企業団体である。また同年8月には、IPC代表団は日本を訪れた。日本の産業界を代表する機関としてIPCが協力相手に選んだのは、経団連である。

ここでIPCは、UNICEと経団連に対して、三極で協力して、GATTで採択されるべき知的財産権条約のモデル案を作成しようと呼びかけた¹⁴。IPC

¹³ 遠矢浩規「知的所有権に関する日米欧民間三極会議について」発明Vol. 85 No. 8 (1988年) 22頁。

¹⁴ 以下、IPCの訪欧、訪日の様子について、経済団体連合「知的所有権に関する日米欧民間三極会議の見解—知的財産に関するGATT協定の締結に向けて」(経済資

料No. 354、1988年7月) 236頁; 経団連資料、1986年8月12日(未公表)。

は、医薬品、化学薬品、コンピュータ・ソフトウェア、半導体チップ等、様々な商品の海賊版や模倣品の流通が途上国諸国で急増しており、もはや水際の規制強化だけでは追いつかず、途上国諸国自身が海賊版や模倣品の製造を禁じることができるよう、各国の知的財産法を改正させる必要があると説明した。その上で、この問題解決に努めてきた米国政府の活動には限界があり、多数国間条約の形成に向けて、日米欧の企業が協力する必要があると訴えた。さらに、条約モデル案の内容について、IPCは、権利行使手続よりも実体規範に関する保護基準の設定を重視する考えを明らかにし、まずは先進国間で共通の保護基準を設定することによって、途上国の反対をかわしていくという方針を示した。

このように、IPCの目的が条約モデル案の作成にあることは明白だったが、当初、日欧の企業団体の反応は、非常に消極的だった。知的財産権を通商交渉の議題とすること自体、各国の間で完全な合意が得られていない中で、GATTで知的財産権に関する新たな国際制度を作り、途上国の国内法を改正させることが本当に可能なのか、懐疑的な企業が日欧の産業界にはまだ多かったのである¹⁵。また、当時、米国の関税法第337条の適用など、米国の保護主義的な知的財産権政策に対する警戒が、日欧の産業界に広まっており、IPCも米国政府の代弁機関にすぎないのではないかと懸念が強かった¹⁶。しかし、日欧の、医薬品・化学企業、映画・音楽などの著作物企業、そしてコンピュータ製品の製造に力を入れていた電機企業が、民間協力を積極的な姿勢を示し、他の消極的な企業を説得した結果、UNICEと経団連はIPCとの協力に合意するに至った¹⁷。

IPCの訪欧の5ヶ月後の1986年11月、UNICEと経団連は、日米欧企業で協力してGATTの知的財産権に関する条約モデル案を作成することで合意した。UNICE内には当時、5つの政策委員会が設置されていたが、この

料No. 354、1988年7月) 236頁; 経団連資料、1986年8月12日(未公表)。

¹⁵ Pratt, *op.cit.*, p. 161.

¹⁶ 御船昭「最近の米国知的所有権政策と今後の日本の対応に関する一考察」経団連月報(1986年10月) 46頁。

¹⁷ 日欧の一部企業が、民間協力を積極的となった要因について、西村・前掲論文を参照されたい。

うち、企業問題委員会 (Company Affairs Committee) がこの問題を担当することとなった¹⁸。また、経団連では、産業技術委員会内の特許問題部会が、IPCの訪日の翌月に知的所有権問題部会と改名され、欧米産業界との協力の窓口となった¹⁹。こうして、GATT ウルグアイ・ラウンドを開始するプンタ・デル・エステ宣言の3ヶ月前の1986年11月、ブリュッセルにおいて、米国のIPC、日本の経団連、欧州のUNICEによる民間三極会議が結成された。

2. 民間三極会議における議論

民間三極会議は結成後すぐに、条約モデル案の内容に関する具体的な議論を開始した。条約モデル案は、特許、商標、著作権、半導体IC回路配置、トレード・シークレットといった基本的な知的財産権を網羅し、その全ての論点について「基本原則 (Fundamental Principles)」とそのコンメンタールである「説明書 (explanation)」を作成することとなった。そしてIPCの提案に基づき、第1作業グループ: 特許、トレード・シークレット、第2作業グループ: 商標、意匠、第3作業グループ: 著作権、半導体IC回路配置、第4作業グループ: GATT問題という4つの作業グループ (半年後、第5作業グループ: 権利行使が追加) が、三極それぞれに設置された。条約モデル案の作成のプロセスは、それぞれのグループ内で、三極が案文や情報を交換し、全ての作業グループを結集した合同会議の開催までに案文を一本化していくというものだった²⁰。合同会議は、1987年3月4・5日にニューヨークで、1988年1月13・14日に東京で、5月16・17日にブリュッセルで開催されている。

IPCは当初、条約モデル案に対する日米欧企業の意見の開きはそれほど

大きくないと予想しており、モデル案の作成にそれほど時間はかからないと見ていた²¹。しかし実際には、議論が進むにつれて各極の意見の違いが明らかとなり、約1年半の交渉を経て、1988年6月、条文集の形で条約モデル案が完成され、公表されるに至る。一方、GATTにおける政府間交渉は、民間三極会議が結成された直後の1987年1月に始まっていた。各極の企業団体は、民間三極会議での議論内容を随時、政府に報告していたものの、民間三極会議に政府の代表者が参加することはなく、政府がその意見の反映を求めることもなかった²²。すなわち、民間三極会議における議論は、政府間交渉とは完全に独立して進められた。各極の企業は、企業だけで協力して共通の条約モデル案を作成することに努めたのである。モンサントのエンヤール (James Enyart) 氏が述べているように、民間三極会議は「学術的な研究成果ではなく、国際ビジネスで使われている用語で書かれた、実用的な規律のアウトラインを作成²³」することが目指されたのであり、ヒューレット・パッカートのヤング氏によると、「国際的な企業社会が、各国政府の交渉者に対して提出するために大量な、そして詳細な内容にわたる文書を協力して仕上げた、前例のない、初めての試み²⁴」だった。

これらの企業は、企業間協力を通して新たな国際制度の形成を導くことにどのような利益を見出し、またその企業間の利益対立と調整は民間協定案の内容にどのように反映されたのだろうか。以下では、民間三極会議を2つの時期に分けて検証する。

(1) 民間三極会議における議論 (前半)

1987年3月の第1回ニューヨーク合同会議までは、権利行使手続の問題を優先させようとするUNICEと、実体規範に関する保護基準の作成に重点

¹⁸ 遠矢・前掲論文(発明)22頁。

¹⁹ 経団連(1988年7月)・前掲資料242頁。

²⁰ それぞれの作業グループは、企業関係者や経済・法律の専門家、約40~50名で構成され、団長は、IPCがクレメント (C. Clement) 氏 (ファイザー社法務担当部長)、UNICEがマース (P. Mars) 氏 (ヒスト・プロカーデス社取締役)、経団連が小野恒一氏 (協和発酵工業理事) であった。

²¹ 民間三極会議IPC側代表者に対するインタビュー (2010年3月22日)。

²² 民間三極会議経団連側代表者に対するインタビュー (2005年10月8日)、及び、民間三極会議日 UNICE側代表者に対するインタビュー (2006年9月20日)。

²³ James R. Enyart, "A GATT Intellectual Property Code," *les Nouvelles*, June 1990, p. 55.

²⁴ Michael A. Santoro and Lynn Sharp Paine, "Pfizer: Global Protection of Intellectual Property," *Harvard Business School*, April 6, 1995, *op.cit.*, p. 12.

を置く IPC が対立し、実質的な議論はほとんど進まなかった。しかし、ニューヨーク会議を境に、UNICE も実体規範に関する議論に積極的に参加するようになった。このような UNICE の方針転換は、知的財産権全般に対する関心を高めていた欧州の電機企業が、積極的に議論に参加するようになったことによるものだった²⁵。また同時に、実効的な権利行使手続の実施のためにはまず実体規範に関する保護基準を設定する必要があるという IPC の意見に対する理解が UNICE 内に広まり、欧州企業は民間三極会議では実体規範に関する保護基準の設定に集中し、権利行使手続については政府間交渉に任せておけばよいと考えるようになっていた。このような UNICE の変化を受けて、欧米企業が結託して基準案を先に決めてしまうことを恐れた日本企業も、作業グループでの議論に積極的に参加するようになった²⁶。

こうして、各グループ内で議論が進み、1987年半ばには、それぞれの作業グループにおいて、基本的な知的財産権の「基本原則」と「説明」の内容について合意が成立し、その概要が1988年1月の第2回東京合同会議で示された。この合意が成立するまでの各作業グループにおける議論の経緯は、以下の通りである²⁷。

第1作業グループ(特許とトレード・シークレット)では、まず特許権について、医薬品や化学物質も特許対象となることを明記することが確認された²⁸。また、南北間の長年の懸案であった強制実施権については、各

国がこの制度を保持することは認めることとして、その濫用を防ぐための発動要件の明確化が図られた。例えば、条約モデル案では、医薬品や食品など特定の分野について強制実施権の発動要件を緩く設定することを禁じ、発動は非排他的であり、その権利は当該国の製造者のみに与えられ、強制実施権者による輸入は一定の条件下に限られることなどが規定されている²⁹。

このように、IPC の中心企業である米国の製薬・化学企業の悲願であった、物質特許制度の導入や強制実施権の発動要件の明確化については、民間三極会議では目立った意見の違いはなく、それほど時間も費やされずに、モデル案の内容が決められた。これらの問題については、民間三極会議が結成される以前に既に、企業間に合意が成立していたためである。しかし、このグループのもう1つの議題であるトレード・シークレットについては、企業間で意見が対立し、議論は後半に持ち越されることとなった。

第2作業グループ(商標と意匠)では、商標の使用にあたって特別の制限を課すべきではないこと、登録期間を10年とすること、サービスマーク³⁰を保護対象とすることなどが明記されたが、企業間に目立った争いはなかった³¹。また、「不正商品」に関する規定は、商標権の基本原則の中にも含まれることとなったが、この点についても争いはなかった³²。

²⁹ 「基本原則」には「不実施に係る強制実施権は、当該国の製造業者のみに与えられるものとする。法律上、技術上あるいは商業上の理由から当該国において発明を実施に移せない場合で特許権者の許可のもとに当該国のニーズに合致した輸入がなされている場合は、実施要件を満たしているとみなすこととする」と規定されている。また、「説明」では「非実施に対する正当な理由には、政府の規制、悪い経済環境、必要な労働力の不足等の特許保有者のコントロールを越えた状況によって商業が遅れた場合が含まれるべきである」と規定されている。経団連(1988年7月)・前掲資料163・166頁。

³⁰ 特定のサービスに伴って使用されるマーク(標章)のこと。日本では1991年の商標法改正によって、サービスマークの登録が可能となった。

³¹ 経団連月報(1987年9月)24頁。

³² 「説明」に「不正商品とは、当該製品を本物であると消費者に信じ込ませようと企図されたものである。これらは意図的で不正な活動であり、従って、製品の没収・破棄や水際での特別な手段と共に、刑事制裁の対象となるのである」という規定が

²⁵ 民間三極会議 UNICE 側代表者に対するインタビュー(2006年9月20日)。

²⁶ 民間三極会議経団連側代表者に対するインタビュー(2005年10月8日)。

²⁷ 以下、基本的な知的財産権に関する議論内容について、経団連事務局「知的所有権の新しい国際ルール確立に向けて—第9回経団連ゲストハウス・フォーラムの概要」経団連月報(1987年9月)23-25頁、遠矢浩規「知的所有権に関する日米欧民間三極会議『共同文書』の概要」NBL No. 405(1988年)24頁。

²⁸ 協定案の「基本原則」には「特許は、対象ならびに特許の出願・取得・維持の条件に関し差別を行わずに、全ての新規性、産業上の利用性、非自明性の要件をみたす装置、製品、プロセスに対して与えられるものとする」とあり、「説明」には「完全な物質保護が、化学物質、医薬品、農薬などの全ての新規物質に、差別なく与えられなければならない」と規定されている。経団連(1988年7月)・前掲資料163・166頁。

第3作業グループ(著作権と半導体ICの回路配置)では、まず、回路配置の保護対象や保護要件などについて、日米欧の現行制度の内容に基づく保護基準が協定案で示された。回路配置に関する知的財産権の途上国諸国における保護も米国企業が強く求めていた点であったが、物質特許制度の場合と同じく、その国際基準の内容については日米欧企業の間で意見の対立はなかった。これは著作権全般についても同様であり、条約モデル案に、複製権、翻案権、頒布権等の内容や、無方式主義、50年間という保護期間などが規定されることが確認された。しかし、実演家やレコード製作者等の権利である著作隣接権の扱い、そしてコンピュータ・プログラムの保護基準をめぐっては、日米欧企業間の意見対立が大きく、これらの点については民間三極会議の後半で議論されることとなった。また、GATT問題を扱う第4作業グループでは基本的事項が確認されるにとどまった。さらに、欧州企業の強い要請を受けて、権利行使手続を議論する第5作業グループが追加されたが、その議論も後半に持ち越されることとなった。

(2) 民間三極会議における議論(後半)

以上のように、1987年の半ばには、基本的な知的財産権の規律内容について、企業間の合意が成立していた。しかし、その後の民間三極会議は、コンピュータ・プログラムやトレード・シークレットといった特定の論点について、企業間の議論が難航することとなる。表面的には民間三極会議の目的は、途上国を含む世界各国の知的財産権の保護の強化にあったため、知的財産権のほぼ全ての論点が議題に含められた。しかし、実際に会議が始まると、既に日米欧の国内あるいは域内で保護制度が確立している論点については企業の間で議論とならず、自国の知的財産権制度に改正をもたらす可能性がある分野についてのみ、争われた。この点について、民間三極会議の経団連側参加者は次のように述べている。

「1年半にわたる3極間の意見交換で、もっとも調整に期間を要したのは著作権におけるコンピュータ・プログラム保護とトレード・シークレットの問題であった。いずれも、途上国においてどのような要求をすべきかと

盛り込まれた。経団連(1988年7月)・前掲資料178頁。

いうことで紛糾したというよりも、先進国間の認識の相違をどのように調整させるかという点で揉めたというのが実情である³³。」

では、企業間で活発な議論が展開された論点については、企業はどのような利益をめぐって対立し、またその意見調整はいかにして図られたのだろうか。以下では、民間三極会議の後半において、企業間で特に活発な議論が展開された争点である、コンピュータ・プログラム、トレード・シークレット、著作隣接権を取り上げ、それぞれのモデル案の作成過程を見ていくこととする。

コンピュータ・プログラム

コンピュータ・プログラムの保護問題に関する民間三極会議の議論は、プログラムの特性に応じた取扱いを明記すべきとする経団連と、著作権法で保護されることを規定すれば十分とするIPCの対立に始まった。

まず、1987年1月、第3作業グループで、IPCが著作権に関する条文案を示し、その中で、「著作権による保護は、あらゆる言語で表現されたコンピュータ・プログラム、データ・ベースといったより新しく、かつ成長しつつある表現形態、および新たな形態の伝統的著作物(newer and emerging forms of expression, and new forms of traditional works)に付与される³⁴」という条文を示した。これに対して、経団連は、1987年3月4・5日の第1回ニューヨーク合同会議において、コンピュータ・プログラムのような新たな表現形式については各国に共通した基本原則は確立しておらず、不明確な点が多いため、著作権とは別個の検討が必要であるという意見を示した³⁵。ここで特に経団連が求めたのは、次の3点である³⁶。第一に、コンピュータ・プログラムにおいて「表現」と「アイデア」の区別は難しいことを考慮し、著作権によって保護される表現と保護されないアイデアとの境界に関する具体的な判断基準を設けること、第二に、業界で周知かつありふれ

³³ 小野恒一「知的所有権に関する日米欧民間三極会議について」特許研究No. 6(1988年9月)60頁。

³⁴ IPC, Correspondence, April 28, 1987, unpublished.

³⁵ 経団連資料、1987年3月12日(未公表)。

³⁶ 経団連資料、1987年2月24日(未公表)。

た事項については著作権の保護対象外とすること、第三に、コンピュータ・プログラムの解析・評価を行うためのリバース・エンジニアリング行為を認めることである。ここで示された経団連の意見は、コンピュータ・プログラムはその特性に応じて権利範囲を明確に規定すべきであり、過度に広げるべきではないという主張だった。

第3作業グループのIPC側の代表企業はIBM、経団連側の代表企業はNEC、日立、富士通であり、両者の対立の背景には、日米企業のコンピュータのOSをめぐる長い争いがあった。日本企業は、先進国各国の著作権法の改正でコンピュータ・プログラム保護に関する議論が終結したとは考えておらず、さらに国際的な保護基準を明確にすることを目指していた。このため、日本企業は、著作権の保護対象がどこまでなのかを明記すること、そしてリバース・エンジニアリング、つまり、プログラムの解析・評価行為を規制の例外とするよう求めたのである。

これに対して、米国企業は、GATT交渉では、途上国においてもコンピュータ・プログラムの保護が図られるようその最低基準を示せば十分であり、先進国の現行制度の内容を変えるような規定を新たに盛り込む必要はないという立場を示していた。しかし、日本企業は、米国企業が主張するような曖昧な内容の国際基準が設けられてしまえば、むしろ、GATT交渉後に米国企業がプログラムの保護範囲を広げて解釈する根拠にされかねないとして、強く警戒したのである³⁷。実際に、リバース・エンジニアリングの合法性を認めるよう日本企業が求めると、IBMは逆に、その行為を禁止する規定を設けるよう主張するなど、日本企業の追い上げを法的に阻止しようというIBMの意図は次第に明らかになっていった。当時、米国コンピュータの互換機の製造によってコンピュータ市場における競争力を高めていた日本のコンピュータ企業にとって、著作権の保護範囲を拡大解釈することが国際的な了解となり、リバース・エンジニアリング行為を禁じられることはどうしても避けたい事態だった。

このように、日本企業は、コンピュータ・プログラムの保護範囲を明確にすることによって、途上国のみならず日米欧にとっても新しい国際基準

³⁷ 以下、日米企業の対立について、民間三極会議経団連側代表者に対するインタビュー(2005年8月22日、10月13日)。

を形成することを目指した。これに対して、米国企業は、日本企業との対立が深まるにつれて、プログラムの保護範囲を広げる方向で日米欧の著作権制度の内容を変えるような国際基準の形成を求めるようになったのである。このような日米企業の対立に対して、調整役を買って出たのがUNICEである。第3作業グループのUNICEの中心は、欧州の有力産業である出版や音楽といった伝統的著作物に関連する企業であり、これらの企業は、著作権の実体規範についてはベルヌ条約の水準で十分と見ていた。そして、UNICEは、著作権はコンピュータ・プログラムの保護にまじまない点があることを認めつつも、今回は、著作権の保護対象となることを明示しておけばよいとして、IPCに近い立場を示していた³⁸。しかしその一方で、UNICEは、コンピュータ・プログラムの保護をめぐる日米企業の対立ゆえに、既に完成していた著作権一般に関する条文モデル案まで倒れとなることを恐れ、IPCと経団連の意見調整に入ったのである。その対応にあたったのは、シーメンス、ブル、フィリップスといった欧州の電機企業であった。

これらの欧州企業は、次第に、コンピュータ・プログラムの保護範囲を明確にしようという日本企業の意見に同調する姿勢を示すようになり、リバース・エンジニアリングの合法性までも認める立場を示す企業もあった³⁹。実際に、UNICEは、現時点では最低限必要な保護内容をモデル案に規定すればよいとしたものの⁴⁰、近年の米国内のプログラム保護の範囲拡大の傾向によって米国企業の独占がさらに強まることを警戒する日本企業に同調する意見を示していた。最終的には、先のIPC案の「より新しく、かつ成長しつつある表現形態」や「コンピュータ創作物」といった文言を削除し、プログラム言語や解法やルールを著作権の保護範囲外とすることを明記するなど、米国企業の保護拡大に歯止めをかける規定を置くことで、日欧企業間に合意が成立した⁴¹。

³⁸ UNICE, Correspondence, April 30, 1987, unpublished.

³⁹ 経団連資料、1987年10月12日(未公表)。

⁴⁰ 経団連資料、1987年10月13日(未公表)。

⁴¹ 同資料。ただしインターフェース情報については、メインフレームのポリシーに任せるしかなく、欧州産業としては、著作権の保護範囲とすることに反対はない

このように、UNICEは、問題意識の高い欧州の電機企業が日本企業と具体的な議論を進めるにつれて、条約モデル案においてコンピュータ・プログラムの保護範囲を明確にすることに前向きになっていった。当時、欧州諸国では著作権法によるプログラムの保護が実施されていたが、その規定の仕方は各国で異なっており、欧州企業の間には、GATTの新たな国際基準の形成を機に、ECレベルの新しい保護基準の設定を導こうという積極的な動きが生じていたのである。

その一方でUNICEはIPCに対して、コンピュータ・プログラムは著作権によって保護されるという大前提を崩さない範囲で、日本企業の意見をも考慮した保護基準を再度作成する作業をしようと呼びかけた⁴²。そして1987年10月28日、UNICEは、プログラム保護に関する基本原則について、先のIPC案を修正した案を提示した。そこでは、「新しい、またこれから生じる形式」や「コンピュータ創作物」といった文言は省かれており、また、著作権の保護はアイデア・手続・プロセスには及ばないという規定が盛り込まれるなど、日本企業の要請を考慮した内容となっていた⁴³。また、リバース・エンジニアリングについては、別途話し合いの機会を設けることが提案された。IPC内においても、他の作業グループに比べて第3作業グループの議論が遅れていることを問題視し、また、コンピュータ・プログラムに関する意見調整ができないままに、最終的にはプログラムの保護に関する規定が協定案から抜け落ちるという事態を恐れる声が高まっていた⁴⁴。最終的にIPCは、1988年1月13・14日の第2回東京民間三極会議において、これ以上の妥協は認めないことを条件として、UNICE案を受け入れた。

この後、欧米企業はコンピュータ・プログラムに関する議論は決着したもののみなしていたが、経団連は再度、コンピュータ・プログラムについてはまだ残された問題があるとして、議論の継続を強く主張した⁴⁵。そし

という意見が示された。

⁴² UNICE, Correspondence, August 13, 1987, unpublished.

⁴³ UNICE, October 27, 1987, unpublished.

⁴⁴ 経団連資料、1988年1月12日(未公表)。

⁴⁵ コンピュータ・プログラムに関する定義が各国でばらばらであること、保護範囲

て、次のような規定を「基本原則」に盛り込むことまでは要求しないものの、「説明書」に入れるよう主張した。

「①コンピュータ・プログラムはコンピュータに関する指令の組み合わせそのもので創作性のあるものが保護される。②保護は、プログラミング言語、データフォーマットやプロトコルのようなインターフェイシングルール、解法、そのものには及ばないこと。③プログラムの使用に伴うback up copyの複製、または改良、プログラムの保護されない要素を抽出する為プログラムを評価・解析する過程での一時的な複製は、権利侵害にならないこと。④保護期間は少なくとも公表後25年以上とすること。⑤その他のプログラムの特性に応じた規定を設けることができること⁴⁶。」

これに対してIPCとUNICEは、このような日本企業の強い抵抗によってモデル案が不成立になることを恐れ、最終的には、経団連の提案内容を基本的に受け入れることとした⁴⁷。1988年3月16日にブリュッセルで開催された第3作業グループの会合では、IPCがUNICEの合意を得た案として、経団連の提案に修正を加えた案の内容を明らかにし、そこでは、プログラムが著作権の保護対象となる要件となる「創造性(creativity)」を欧州で一般的な「独創性(originality)」に変えること、プログラミング言語、インターフェイシング・プロトコル、数学的解法のアイデアは保護されないが、表現は保護されるという規定を盛り込むこと、「プログラムを評価・解析

について条文や判例上で様々な見解が示されていること、プログラムを入力して使用する行為が複製権にあたるのか各国で解釈が異なることなどを指摘している。経団連資料、1988年2月18日(未公表)。

⁴⁶ 同資料。

⁴⁷ 経団連は、上記の提案が受け入れられない場合には、コンピュータ・プログラムは著作権の保護対象として記載せず、著作権に関する基本原則の末尾に、各国がその特性に応じた保護制度を設置すべきことを明記するか、あるいは、コンピュータ・プログラムは著作権の保護対象として記載するが、基本原則あるいは説明において、主要各国の関連規定を全て記載するという極端な選択肢を提示していた。経団連(1988年2月18日)・前掲資料。

これらの選択肢は欧米側にとって受け入れられるものではなく、日本側の強い抵抗を実感したIPCとUNICEは、上記の規定内容を経団連側の妥協案として受け入れることとした。IPC, Correspondence, April 7, 1988, unpublished.

する過程での一時的な複製は、権利侵害にならない」という経団連案の規定を削除すること、などとなっていた⁴⁸。

1988年5月16・17日に開催された第3回ブリュッセル合同会議の第3作業グループの会合では、まず著作権全般に関する「基本原則」と「説明」の全項目について確認が進められ、その上で、著作権の保護範囲に関する議論が三極で展開された⁴⁹。ここで、コンピュータ・プログラムをめぐって再度、次の2つの点が争われ、一時は、その意見対立ゆえに交渉決裂か両論併記かと危ぶまれることとなった。

1つ目の争点は、依然として、著作権の保護範囲から何が外れるのかという点についてであった。すなわち、IPCの最終案では、「プログラムのたぐい(例えば、プログラム言語、インターフェース・プロトコル、または数式)が、著作権による保護可能な主題ではないものとする。ただし、そのための表現は、著作権によって保護されることがある」となっていたことについて、経団連は、「ただし」以下の条文を削除し、プログラム言語等は全て、保護の範囲外になることを明記するよう求めた。これに対して、IPCとUNICEは、米国や欧州諸国においても、これらの事項の全てが著作権の保護範囲外になるのかどうか、解釈は定まっていなくて主張して、意見の対立は続いた。最終的には、IPC側が折れ、経団連の主張が受け入れられることとなった。モデル案の「説明書」には、「コンピュータ・プログラムは、いかなる言語で表現されたものであれ、著作権保護を与えられるものとする。基本原則6で掲げたような、コンピュータ・プログラムまたはその付属物もしくはその作成手段の根底にあるアイデアまたはその種のもの(例えば、プログラム言語、インターフェース・プロトコル、または数学的解法)は、著作権による保護を受ける対象物とはされないものとする。」と規定されている。

2つ目の争点は、リバース・エンジニアリングについてである。IPCはUNICEの説得を受けて、この行為を禁止する規定を入れないことに同意したものの、条約モデル案の「基本原則」にこの行為の合法性を認める規定

⁴⁸ 経団連資料、1988年3月22日(未公表)。

⁴⁹ 以下、第3回ブリュッセル民間三極会議における議論の経緯について、経団連資料、1988年5月30日(未公表)。

を入れるべきとする経団連の主張には、頑なに反対した。IPCとUNICEは、経団連に対して、IPCの最終案にある「基本原則」はリバース・エンジニアリングについて全く規定がないが、これは日本がこの行為を合法とすることを禁じるものではないと説得し、この合法性を認める規定を「基本原則」に入れると、欧米の知的財産権制度との矛盾が生じると説明した。また、この問題については、リバース・エンジニアリング行為を合法と見るフランス企業と禁じるべきと見るドイツ企業が対立するなど、UNICE内でも意見はまとまっていなかった。最終的には、IPCの主張どおり、「基本原則」には何ら規定が置かれなかったが、「説明書」にはリバース・エンジニアリングの許容範囲が規定された⁵⁰。最終的な条約モデル案の「基本原則」には、「5.(略)著作権による保護は、コンピュータ・プログラム、及びデータ・ベースについても存するものとする」「6.いかなる場合にも、著作権ある原著物に対する著作権の保護は、アイデア、手順、プロセス、システム、操作方法、概念、原理または発見そのものにまでは及ばない」と規定されている⁵¹。

以上のように、コンピュータ・プログラムの保護については、先進国の現行制度を変える必要はないとする米国企業に対して、先進国を含む各国の制度内容の変更を求める日本企業が対立し、この中で、当初は米国企業と同じ立場にあった欧州企業が次第に、日本企業に同調するようになった。そして、欧州企業の説得によって米国企業は、条文が不成立に終わることよりも、三極で共通の了解が成立する方がよいと判断して日本企業に妥協する姿勢を示し、最終的には既存の国際条約にはない新しい国際基準が条約モデル案に挿入されることとなった。

⁵⁰ 「コンピュータ・プログラムの合法的な所有者によるコンピュータでの当該プログラムの使用の過程におけるプログラムのバックアップ・コピーの作成または翻案は、そのような新たな複製物または翻案が、機械に関連するか当該コンピュータ・プログラムの利用における不可欠な手順として作成されたものであり、かつ他のいかなる方法によっても使用されない限りは、侵害とならない」という記述が盛り込まれた。経団連(1988年7月)・前掲資料197-198頁。

⁵¹ 経団連(1988年7月)・前掲資料192頁。

トレード・シークレット

第1作業グループの議題は特許とトレード・シークレットが一緒にされていたため、参加企業には製薬、化学企業が多く、これに電機企業が加わる構成となっていた。IPC側はデュボン、モンサント、経団連側は帝人、三菱電機、富士通、UNICE側は英国のICIとドイツ産業連盟(BDI)の代表者が参加した。トレード・シークレットの問題が第1作業グループの議題に含まれたのは、IPCの製薬・化学企業の強い要望によるものだった。IPCは、1986年11月の民間三極会議の設置後すぐに、トレード・シークレットの基準案を作成する作業に入り⁵²、1987年3月の第1回ニューヨーク合同会議の翌日に、トレード・シークレットに関する定義、権利内容、期間に関する条約モデル案の原案を、UNICEと経団連に示した⁵³。さらにIPCは、以下のような問題状況が生じていると説明し、トレード・シークレットに関する議論への参加を呼びかけた。

- 「① 医薬品や農薬等において、登録情報のただ乗り(me-too registration)によって利益を得る企業が生じていること。
 ② 私人間の技術移転に伴って取り極めるトレード・シークレットの期間を、恣意的に制限すること。
 ③ トレード・シークレットの不正使用について、適切な救済措置が存在しないこと。
 ④ 政府が、強制実施権のライセンシーに対して、トレード・シークレットの開示を強制すること。」

英国や米国では、トレード・シークレットという法概念が判例法で確立していたが、日本や欧州の大陸法系の諸国ではこのような概念は定着しておらず、日欧企業はトレード・シークレットを議論すること自体に消極的だった。英国を除く欧州諸国では、この種の情報は不正競争防止法によって保護することが一般的だったが、その保護制度の内容は各国でばらばらだった。このため、欧州企業は、この問題を協定案に盛り込むとしても、途上国政府による強制開示や不当な期間制限(上記の②と④)のように、

日米欧で問題認識が共有されているものととどめるべきと主張した⁵⁴。日本でも当時は、民法、商法などの一般法によって「ノウハウ」、「営業秘密」、「企業秘密」などを保護する方法がとられていた。経団連の中でも、この問題に関する意見もまとまっておらず、欧州企業の場合と同じく、政府による強制開示の問題などを規律する必要性は認めるものの、トレード・シークレット自体を議論することには慎重だった⁵⁵。

しかし、IPCはトレード・シークレットに関する保護基準の設定を強く主張した。ここで明らかになってきたのが、IPCの重点は、上記の①の申請データの問題に置かれているという点である。IPCの製薬・化学企業は、途上国に欠けている保護制度として、物質特許制度に加えて、先発企業の申請データに伴う知的財産権の保護制度があると訴えていた。そして、トレード・シークレットに関する他の問題について合意が得られなければ、申請データの問題についてだけ合意が得られればよいという考えを示していた⁵⁶。この申請データに関する知的財産権は、日欧の製薬、化学企業の間でも早くから議論されてきた問題であり、日米欧企業の見解は、登録者の排他的な利用が途上国を含む全ての国で認められるべきという点で一致していた⁵⁷。また、IPCは、自国の法制度に合わせてこの問題をトレード・シークレットの枠内で提起したものの、申請データに関する情報をトレード・シークレットとして保護することに固執していたわけではなかった。これらの米国企業は、途上国諸国における申請データのただ乗りを防ぐ制度が設置されればそれでよいという考えにあった⁵⁸。この結果、1987年代半ばには、トレード・シークレット一般に関する規定をどのように扱うにしても、この申請データの問題は別問題として保護規定を置くということで、三極の合意が成立した⁵⁹。

⁵⁴ UNICE, Correspondence, March 24, 1987, unpublished.

⁵⁵ 民間三極会議経団連側代表者に対するインタビュー(2005年7月21日)。

⁵⁶ IPC, March 6, 1987, *op.cit.*

⁵⁷ 民間三極会議UNICE側代表者に対するインタビュー(2006年7月21日)、経団連側代表者に対するインタビュー(2005年8月9日)。

⁵⁸ 同上。

⁵⁹ IPC, Correspondence, July 27, 1987, unpublished.

⁵² IPC, Correspondence, November 6, 1986, unpublished.

⁵³ IPC, Correspondence, March 6, 1987, unpublished.

このように、医薬品や化学薬品の申請データについては、日米欧では既に保護制度が整っており、その保護の仕組みの違いを調和すべきという意見もなかったため、企業間でそれ以上の議論が続くことはなかった。さらに、上記のIPCの示した項目の②と④のように、主に途上国政府による恣意的な情報の利用を阻止すべきという点についても、三極の企業間に意見の違いはなく、争点とはならなかった⁶⁰。しかし、IPCが提示した論点のうち③について、すなわち、トレード・シークレットとは何であり、どのように保護すべきかという点について、企業間の意見対立が続き、第1作業グループにおける会議の大半はこの問題の議論に費やされることとなった。会議開始当初はどの国の企業もそれほど高い関心を払っていなかった問題に対して、各極の企業が積極的な議論を展開したのである。

トレード・シークレットに関する議論を本格化させたのはUNICEである⁶¹。欧州内では当初、この問題を議論することにフランスやドイツの企業が躊躇する姿勢を示していたが、国内にトレード・シークレットの保護制度をもつ英国のICIが、民間三極会議では英国や米国の制度を押しつけるのではなく、適切な保護制度を企業間で一から議論する試みであると説得し、ノウハウや技術情報などがどこまで法的に保護されるのが国際的に明らかになることはむしろ、欧州企業にとっても望ましいという点で意見が一致するに至った⁶²。また、EC委員会は当時、競争政策の観点からではあったものの、ライセンス契約におけるノウハウの保護の必要性について検討を始めており、欧州企業には、GATTでトレード・シークレット

の新たな制度が形成されれば、このEC委員会のノウハウ保護の動きを有意義な結果に結びつけることができるという期待が広がった⁶³。こうして、1987年6月26日、UNICEは、「トレード・シークレットの保護に関する基本原則(案)―欧米の暫定的合意案」を提示した⁶⁴。この案は、トレード・シークレットの定義、保護内容、権利行使等に関する「基本原則」と「説明書」について、1987年3月にIPCが示した原案に修正を加えたものだった。

まず、トレード・シークレットの定義について、IPC案が「種類や形式を問わず、その獲得、使用、開示によって利益を得ることができる、他者によって知られないことに価値が生ずる情報」となっていたものを大幅に変え、UNICEの修正案は、「トレード・シークレットは、種類、形式を問わず、パブリック・ドメインとなっていない(not in the public domain)ことから価値が生ずるとともに、将来のライセンシー(perspective licensee)にとって価値がある情報を指す⁶⁵」とした。これは、EC委員会のノウハウのライセンス規則における規定と照合させたものであり、米国企業からは反対はなかった⁶⁶。次に、保護の内容については、IPC案の文言に若干の変更を加え、「トレード・シークレットは、所有者(owner)の許可を得ずして(unauthorized)これを獲得したり使用または開示するといった不正使用(misappropriation)から保護される⁶⁷」と規定されていた⁶⁸。そして、権利行使について、UNICEの案は、「トレード・シークレットの保護は、不正使用によってトレード・シークレットの所有者が被害を受けることのないようにするために、仮処分、差止め、ならびに不正使用に対し所有者が十分な補償を与えられるとともに、悪意(wilful)の不正使用に対する抑

⁶⁰ 途上国の中には、技術移転について、ある一定の期間が過ぎると、途上国企業はノウハウなどの情報を自由に使えるようになるという制度や、強制実施権のライセンスはノウハウの開示を受けなければ特許発明を事業化できないとする制度をもつ国があり、先進国企業の不満が高まっていた。協定案の「基本原則」では、「情報の開示もしくはライセンスが、特許の強制もしくは自発的ライセンスに付随して、政府によって特許所有者から要求されないものとする」「自発的ライセンスもしくは技術移転は、政府が、かかるライセンスもしくは移転契約の当事者に対し、不合理もしくは差別的な条件を課すことによって意欲を阻害させられないものとする」と規定された。経団連(1988年7月)・前掲資料213頁。

⁶¹ UNICE, Correspondence, June 9, 1987, unpublished.

⁶² 民間三極会議UNICE側参加者に対するインタビュー(2006年9月20日)。

⁶³ 同上。

⁶⁴ UNICE, Correspondence, June 26, 1987, unpublished.

⁶⁵ 経団連資料、1987年7月7日・8日(未公表)。

⁶⁶ UNICE, Correspondence, March 24, 1987, unpublished. UNICEは、個々の要素がありふれたものでも、その組み合わせがありふれたものでなければパブリック・ドメインにはならないという見解を示していた。経団連(1987年7月7・8日)・前掲資料。

⁶⁷ UNICE (June 26, 1987), *op.cit.*

⁶⁸ IPC案では、「所有者」にproprietorという文言を用いていたが、UNICEはより一般的な語としてownerという文言を用いた規定を求めた。

止措置となるような金銭賠償を含むべきである⁶⁹」と規定されていた。これは、IPC の案では、全ての不正使用について金銭賠償が義務づけられていたのに対して、ノウハウ等の取得は悪意なしに行われることもあるのでその場合は規制対象とすべきではないという UNICE の意見が入れられたものだった。

以上のように、UNICE の提案は、IPC の提示したものよりも、トレード・シークレットとして保護される範囲をやや狭めたものだった。これは、欧州企業が、自らの商慣行に反しない限りにおいて知的財産として守りたい情報を条文の形で示したものであり、既に自国にトレード・シークレット法が成立している米国企業としては、それより国際基準の保護範囲が狭まることに反対はなかった。

これに対して、経団連は、このトレード・シークレットについて、内部でも意見がまとまらず、民間三極会議での議論に、なかなか参加しようとしなかった⁷⁰。議論に参加しようとしないうる経団連に対して、IPC は、GATT における政府間交渉は早くも停滞状況にあり、不正商品に関する条約しか制定できないといった結果を避けるためには、民間三極会議での議論を1987年の秋頃までにまとめなければならないとして、経団連に議論への参加を強く促した⁷¹。こうして、1987年7月7日、トレード・シークレットに関する本格的な議論が三極で始まった。ここで、経団連は、そもそもトレード・シークレットとは何なのか、「不正使用」とはいかなる場合を指すのかといった基本的な問題について、より時間をかけて議論すべきという慎重な姿勢を崩さず、条約モデル案に規定するトレード・シークレットは、明確に定義できるものだけに限定すべきと主張した⁷²。このような経団連の消極的な姿勢を受けて、IPC は、ノウハウや技術情報などの不正使用に該当する事例をいくつか示し、日本国内で保護対象となっていないものを外させるなどして、議論の継続を呼びかけ、この民間三極会議では、日本

の現行制度を変えることを目的とするものではないと説得した⁷³。

こうして、その後の民間三極の議論は、前述のIPC と UNICE の合意案に対して経団連が修正を求める形で進められた。まず定義について、経団連は、IPC・UNICE 案は広すぎて曖昧であると反対し、「情報」を「技術情報(technical information)」に変え、「価値」に「実質的な(substantial)」という文言を加え、さらに情報の所有者が秘密保持のために「最大限の努力がなされている(through diligence)」という要件を加えるよう求めた⁷⁴。これに対してIPC と UNICE は、経団連の提案のような限定的な解釈では情報が十分に保護されないと、技術情報に限定する必要はなく、また、価値が「実質的」であるかを立証することは難しいと主張した。さらに UNICE は、「最大限の努力」は適切ではなく「合理的な努力」とすることを提案した⁷⁵。また、保護内容について、IPC・UNICE 案では、どのような行為が無断獲得、開示、使用にあたるのか、具体的にないかと批判し、「不正使用」について「特定の不法な意図(unlawful intent)をもつ故意の取得者によって行われる」という限定をつけることを提案した⁷⁶。日本の制度では、契約関係にない者に対する仮処分や差止めは認められていなかったため、善意の第三者までが規制対象となることを経団連は警戒したのである。同じ観点から、権利行使について経団連は、「仮処分」や「差止め」の文言を削除するとともに、「法的手段は各国の法体制と整合性がとれるものでなければならない」という文言を加えた案を示していた⁷⁷。これに対して、

⁷³ IPC, Correspondence, July 28, 1987, unpublished.

⁷⁴ Keidanren, Correspondence, July 13, 1987, unpublished. この提案は、例えば、従業員が退職後にもとの企業で得た顧客の情報等を使用することはよくあることであり、どのような場合に不正使用となるのか判断することは難しいといった懸念から示されたものだった。Keidanren, Correspondence, November 24, 1987, unpublished.

⁷⁵ 経団連資料、1987年10月26日(未公表)。

⁷⁶ Keidanren (July 13, 1987), *op.cit.*

⁷⁷ *Ibid.* IPC は、従業員が企業の情報を競争者に開示したり、自分で競争関係にある企業を設立させたりする場合などを、具体的事例として挙げていた。これに対して経団連は、従業員が退職後にもとの企業で得た有用な情報を開示あるいは使用した場合に、もとの企業は、当該従業員との間に契約がなくとも損害賠償請求や差止め請求をできるのか、また、就業中の従業員から有用な情報の開示を受けた第三者が、

⁶⁹ UNICE (June 26, 1987), *op.cit.*

⁷⁰ Keidanren, Correspondence, June 16, 1987, unpublished.

⁷¹ IPC, Correspondence, July 16, 1987, unpublished.

⁷² 経団連(1987年7月7日・8日)・前掲資料。

IPCは、「特定の不法な意図」や「各国の法体制と整合性がとれる」といった文言を入れた場合には、途上国のようにそもそもトレード・シークレットが全く保護されていない国が野放しになってしまうと反論し、「説明書」に「不正使用」の説明を入れればよいと提案した⁷⁸。UNICEも、「悪意の」という条件をさらに下げる必要はないとし、また過失等による不正使用については賠償額の選定の際に考慮すればよいと主張した⁷⁹。

経団連がこのようにトレード・シークレットに関する条約モデル案の規定に慎重な姿勢を固持したのは、日本の電機企業や半導体企業が、トレード・シークレットという新たな制度が導入されることによって、リバース・エンジニアリング行為が全般的に制限されるにつながることを強く警戒していたためだった⁸⁰。このため、日本企業は、リバース・エンジニアリングによって抽出される情報はトレード・シークレットに該当しないこと、抽出しようとする情報が何らかの知的財産に該当しない限りは、技術者はその情報を自由に利用、抽出することができることを明記するよう求めた。これに対してIPCは、日本企業がトレード・シークレット問題をリバース・エンジニアリングの規制に結びつけていることに一定の理解を示し、米国の半導体チップ法のように法律によって禁じられていない限りは、企業がリバース・エンジニアリング行為を行う権利は原則として存在するのであり、その定義を明らかにした上で不正使用に該当しないことを明記してはどうかと提案した⁸¹。UNICEも、リバース・エンジニアリングは無制限に認めるべきではないとしつつも、日本企業の主張に反論はなく、「説明書」の部分にその内容を明記することを提案した⁸²。コンピュータ・プログラムだけを論点としていた第三グループの場合と異なり、リバース・

それをさらに他人に開示したり、自ら用いた場合には、雇用主たる企業は、その第三者に対して、損害賠償請求や差止め請求をできるのかといった問題を提起し、日本企業は欧米企業よりも念入りに、権利行使が難しくなる場面を想定していると主張した。

⁷⁸ 経団連(1987年10月26日)・前掲資料。

⁷⁹ 同資料。

⁸⁰ 経団連(1987年7月7・8日)・前掲資料。

⁸¹ IPC (July 28, 1987), *op.cit.*

⁸² 経団連(1987年10月26日)・前掲資料。

エンジニアリング行為を否定的に捉える傾向は、第1グループの米国企業にはなかったのである⁸³。

このように日本企業に対する妥協を示す一方で、IPCは、トレード・シークレットに関する議論の成果を早急にまとめるようにと訴えた⁸⁴。その後も、保護される範囲を広げようとする欧米企業と狭めようとする日本企業の間で対立が続いたが⁸⁵、三極で一本の条約モデル案を作成するという目標の下に議論が進められ、最終的には妥協点が協定案上に示されることとなった⁸⁶。例えば、定義については、IPCとUNICEの合同案の内容がそのまま協定案上に反映されることとなったものの、「実質的」や「少なくとも合理的な程度熱心に」という文言が加えられ、定義は「基本原則」ではなく「説明」に移されることとなった⁸⁷。また、「不正使用」については、日本企業の意見が一部取り入れられ、違法行為から過失やその推定による不正使用は除くこととされ、民法や刑法などの法制度の組み合わせで対処することも認められることとなった⁸⁸。さらにリバース・エンジニアリン

⁸³ 民間三極会議UNICE側代表者に対するインタビュー(2006年9月20日)。

⁸⁴ IPC, Correspondence, January 5, 1988, unpublished; IPC, Correspondence, February 12, 1988, unpublished.

⁸⁵ 例えば、欧米側は、「不正使用」に関する可罰違法行為の構成要件を広く解釈し、第三者の故意または過失による取得も対象とし、さらに過失の推定による立証責任の転換まで企図していたが、日本側は、トレード・シークレット(財産的情報)は、その財産性が第三者によって不可視であるため取引の安全を害しかねないとして反対した。経団連資料、1988年5月17日(未公表)。

⁸⁶ 経団連(1988年5月17日)・前掲資料。

⁸⁷ 「説明書」には「財産的情報とは、その情報が有用かつ公知となっておらず、かつ所有者が少なくとも合理的な程度熱心に無断の開示・使用から情報を守ろうとしているがために、その所有者にとって実質的価値があり、かつ、将来ライセンスを受けるであろう人にとっても実質的価値のあるものである」と規定されている。経団連(1988年7月)・前掲資料215頁。

⁸⁸ 「基本原則」に「所有者の同意を得て財産的情報を取得した者は、その取得に付随する法によって禁じられていない義務を負うものとする」「所有者の同意なしに財産的情報を取得した者は、そのような取得が産業・商業活動における正直な慣習に反する場合、情報のそれ以上の利用・開示から効果的に抑止される。」とされ、さらに「説明書」には、不法取得を違法とし、善意の第三者や過失の扱いについて

グについても、最終的には、国内法や契約に触れない限りという条件つきではあったが、その合法性を認める規定が置かれた⁸⁹。

このように、トレード・シークレットについては、当初は消極的だった欧州企業が、最終的には最も積極的に国際基準の形成に参加することとなった。これらの欧州企業が、トレード・シークレットに関する国際制度の形成を通して域内に新たな保護制度を導入することに利益を見出したためだった。こうして、欧米企業は、トレード・シークレットの保護規定を盛り込むこと自体に反対する日本企業を議論に引き込むことに成功したが、その一方で、具体的な協定内容の決定にあたっては、日本国内で通用している制度上の保護基準に合わせて妥協する局面がいくつか生じることとなった。そして、その保護基準の決定過程において、欧州企業は、米国企業と日本企業それぞれの提案の後に必ず、三極の意見を調整する対案を具体的に示すことによって、できる限り具体的な保護基準を成立させることに努めた。これらの欧州企業は、トレード・シークレットに関する欧州域内の制度化を目指すのみならず、日米両国からも合意が得られる新たな保護基準を確立することに力を入れたのである。

なお、経団連は、「トレード・シークレット」は英米法に基づく用語という印象が強く、また、医薬品の申請データの問題も含んでいる協定案の内容には合わないとして、「財産的情報 (proprietary information)」という用語にすることを提案し、これに UNICE も賛成したため、この「財産的情報」という用語が用いられることとなった⁹⁰。

は各国法制に委ねることが規定された。経団連(1988年7月)・前掲資料213頁。

⁸⁹ 「基本原則」には、「例えば文書、サンプルなどの形態であれ製品に具現化されたものであれ、公衆が入手出来る素材から情報を引き出し、それを商業的に使用することは、機密情報の適切かつ効果的な保護を侵害したことにはならない。ただし、そのような情報の使用・引き出しが知的財産を保護する法令によって保護されているか、もしくは法によって執行が禁止されていない契約によって保護されている場合はその限りではない。」と規定された。経団連(1988年7月)・前掲資料214頁。

⁹⁰ Keidanren, Correspondence, March 10, 1987, unpublished. On file with author.

著作隣接権

コンピュータ・プログラムに関する議論は難航したものの、著作権一般については、早くから企業間で合意が成立していた。しかし、前述のように、コンピュータ・プログラムの保護に関する企業間の対立が終息に向かい始めた民間三極会議の終盤、欧米企業の間では、著作隣接権の問題を改めて議論しようという動きが生じた。IPCのワーナー・コミュニケーションズが、国内の映画・音楽企業の声を代表して、著作権一般に関する規定をより積極的な内容にすることを提案したのである⁹¹。IPCは、UNICEが欧米の録音や録画産業の意見を集約する企業団体であるIFPI(International Federation of Phonogram and Videogram Producers)から圧力を受けていることを知り、ここで具体的な案を示せばUNICEが積極的に参加すると考えた⁹²。

IFPIのUNICEに対する要請は、著作権者の排他的権利に、著作物の輸入を管理する権利を含めることによってレコード保護条約の規定に合致させること、また、IPCの当初の提案では20年とされていた著作隣接権の期間を欧州の一般的な規律内容に合わせて50年とすることだった⁹³。ただし、欧州の音楽・映画企業が最も問題視していたのは、複製物が大量に欧州市場に入ることによって、欧州の著作物の流通が阻害されることであり、その流入を権利者が長く阻止できるような制度が国際的に確保されれば十分と考えていた。欧州の著作物企業は、GATT交渉を機に欧州域内で著作権の保護強化が進むことを期待していたが、一方で、コンピュータ・プログラムに関する日米企業の対立によって、著作権に関する交渉全体が失敗に終わってしまうことを懸念していた。このため、UNICEは、これ以上議論を難航させる論点は協定案に盛り込まないよう、IPCを説得した⁹⁴。

しかし、IPCは、著作権一般の中でも、特に、録音物をめぐる権利の保護強化に固執した。米国には日欧のような著作隣接権の制度がなく、実演家や放送機関には著作権法上の権利も与えていないため、著作隣接権制度

⁹¹ IPC, Correspondence, January 26, 1988, unpublished.

⁹² *Ibid.*

⁹³ IFPI, Correspondence, July 21, 1987, unpublished.

⁹⁴ UNICE, Correspondence, February 2, 1988, unpublished.

の設置自体を議論することには消極的であり、ローマ条約にも加盟していなかった。しかし、レコード製作者の権利は米国著作権法でも認められており、その権利保護の強化を求めたのである。1980年代、日本ではレコード・レンタル産業が急速に発展し、米国企業は、このような産業化は米国のレコード製作者の権利を著しく侵害しているとして批判を強めていた。特にワーナー・コミュニケーションズなどを中心とする米国企業は、欧州企業の場合と異なり、録音物の国内市場への流通よりも、日本市場における米国企業の競争力の低下を問題視していたのである⁹⁵。1988年5月15-17日に開催された第3作業グループの三極会議において、IPCは、著作権に関連する権利の全ての保護期間を50年とすることに加えて、公衆に伝達する独占的権利への制限を最小限にとどめること、頒布権や録音権を著作権として保護することなどを求めた⁹⁶。しかし、日本では、レコード製作者に対する貸与権について1984年に著作権法改正が行われたばかりであったため、IPCの要請に強く抵抗した⁹⁷。一方、UNICEは、IPCの提案では、これらの権利を著作隣接権として保護している欧州の現行法に合わない側面があることを認めつつも、日本のレンタル産業に対するIPCの警戒自体には同調するなど、具体的な見解を示さなかった。日米企業の対立は最後の会議まで続き、最終的には、実演家、レコード製作者、放送機関の権利について、日米欧それぞれの現行制度の内容がほぼそのまま網羅的に規定されるにとどまった⁹⁸。

⁹⁵ IPC, Correspondence, May 11, 1988, unpublished.

⁹⁶ 経団連(1988年5月30日)・前掲資料。

⁹⁷ 日本では、政令で定める12ヶ月間はレコード製作者は排他的貸与許諾権を有するが、その後は報酬請求権のみが認められるということになった。

⁹⁸ 例えば、「基本原則」において、著作権者の排他的権利として「販売、レンタルまたはその他の方法により、著作物の複製物を頒布すること、および複製物を輸入すること。かかる権利については、国内法上、排他的権利として明示的に言及するか、別の排他的権利(出版権、複製権のような)に包含させもしくはその派生的な権利とするか、あるいは著作権者の許諾を得ずに行われた上述の行為を侵害行為であると定めるか、いずれかの方法によることができる」と規定し、さらに「サウンド・レコーディングについては、著作権またはそれに見合う(comparable)保護を与える特定の権利による保護とする」と規定された。経団連(1988年7月)・前掲資料

このように、著作隣接権については、域内の制度内容の改善を求める欧州企業に続いて、特に日本の制度内容の変更を求める米国企業が活発な動きを示したものの、日本企業がその米国企業の要請に応じることはなかった。最終的には、日米欧それぞれの現行法上の保護基準を上回る規定が民間協定案に盛り込まれることはなかった。

おわりに

以上のように、日米欧企業団体による民間三極会議は、企業それぞれが経済的な利害をめぐって争うのではなく、様々な争点について企業が具体的な協定案を出し合うことで1つの国際基準を作り上げる過程だった。この民間三極会議の名目上の目標は、途上国を含む世界各国の知的財産権の保護強化にあったため、既存の条約上の事項から初めて国際条約で規定される新しい事項まで、知的財産権に関連するほぼ全ての論点が議題となったが、その中で実際に企業間で争点となったものは一部に限られていた。ここで扱ったコンピュータ・プログラム、トレード・シークレット、著作隣接権である。これらの争点はいずれも、途上国諸国のみならず日米欧の知的財産権法や政策について、何らかの変更が必要となり得るものだった。民間三極会議における企業間の議論は、いかなる国際条約が国際経済にふさわしいかという観点からではなく、日米欧それぞれの国内制度をどのように変えるべきかという観点から展開されたのである。

この民間三極会議が提示した条約モデル案において、日米欧諸国にとって新しい国際基準が設定されたのは、コンピュータ・プログラムの保護範囲、財産的情報の保護である。コンピュータ・プログラムについては、当初は、日本企業のみが自国を含む先進国の保護基準を変えることにつながる国際制度の形成を求めた。その強い主張に対して、欧州企業も米国の保護基準の変更の必要性に同意するようになり、やがて米国企業も、自国の保護基準の理解を変更することに合意するに至った。そして最終的には、企業間で新たな保護基準が設定されることとなった。トレード・シークレット(財産的情報)についても、この問題について当初は全く関心を示し

ていなかった欧州企業が、欧州域内の保護基準の変更に積極的になり、さらには日米両国の保護基準の変更を求めるようになった。この欧州企業の強い説得に応じて、日米企業も自らの保護基準を変えることに合意するに至り、企業間に新たな保護基準が設定されることとなった。以上のように、企業間の議論の結果として新たな国際基準が導かれるのは、企業が自国のみならず相手国の保護基準の変更を求め、さらに、その変更を相手国企業が認めた場合であることがわかる。

このような企業間の議論において焦点となったのは、どこまで相手企業の行動を許容するかという点である。コンピュータ・プログラムの保護範囲をどこまで認めることで米国企業の情報の独占を認めるか、リバース・エンジニアリングをどのように規律することで日本企業の技術革新を認めるかといった点が争われたのである。その対立の中で、企業が新しい保護基準の形成に同意するのは、自らの利益実現のみを重んじて相手国企業との間の合意が不成立に終わるよりも、何らかの共通の了解を文書化しておくことを選ぶ場合であった。

1988年5月16・17日、ブリュッセルで最後の民間三極会議が開催され、「知的所有権に関する日米欧民間三極会議の見解」が完成された。「基本原則」は、「適切かつ効果的な知的財産権保護を行っている国の関連法から抽出したものであり、適切な保護を与えていない国家が採用すべき最低基準を示そうとするものである⁹⁹」として、GATT 政府間交渉においてモデル案であると明示している。この協定案は、同年6月に三極同時に各国で公表され、各極の企業団体は、政府にその受け入れを求めたり、ジュネーブや新興工業諸国に企業の代表者を派遣するなど、条約モデル案の普及に努めた。

以上のように、日米欧の企業は、他国企業との間でより踏み込んだ内容の国際条約案を作り、それを政府に受け入れさせることで自国の国内規制の発展を目指した。しかし、このような条約モデル案の規定の全てが、TRIPs 協定の規定内容に反映されたわけではない。この条約案が国際条約に反映されるのは、各政府が国際条約の形成を自国の国内制度の問題として捉え直し、企業が示した条約案を、国家間で得られる合意点であり国内

⁹⁹ 経団連(1988年7月)・前掲資料240頁。

の合意点でもあることを認めた場合であった¹⁰⁰。具体的には、企業が求める自国の知的財産権法の改正を政府がどこまで受け入れるかで決まり、トレード・シークレットとコンピュータ・プログラムについて、ほぼ同内容の規定がTRIPs 協定に盛り込まれたものの、リバース・エンジニアリングについては米国政府の抵抗が強く、企業間の合意はTRIPs 協定には反映されなかった。

TRIPs 協定の規定内容は、一般的には、先進国企業と途上国との南北対立の結果として制定されたとされる。しかし、以上の分析から明らかであるように、TRIPs 協定は、先進国企業同士の争い、すなわち北北間の対立の結果として制定されたものである。今日、国際的な知的財産権問題としてWTOやWIPOなどの国際機関が取り上げる議題の多くは南北問題が主となっているが、その水面下では、新しい技術をめぐる知的財産権制度のあり方について、各国の企業が国家を超えて議論を進める動きを強めている。TRIPs 協定の形成過程で示された1つの企業間の国境を越えた合意形成の試みは、今後の知的財産権の世界においても繰り返される可能性が高いと言えよう。

¹⁰⁰ 企業が示した条約案がTRIPs 協定に与えた影響については、西村・前掲論文を参照されたい。